

香川県報



号 外

平成 16 年

2月27日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（生活衛生課）

一

規 則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第一条 食品衛生法施行細則（昭和三十二年香川県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（書類の提出）

第二条 法、政令及び省令の規定により提出する書類は、製造所、加工所又は営業所の所在地を所管する保健所長（以下「所管保健所長」という。）に提出しなければならない。

第五条から第八条までを次のように改める。

（営業許可申請の添付書類）

第五条 省令第六十七条第一項に規定する申請書には、同項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法人にあつては、法人であることを証する書類
- 二 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類
- 2 省令第六十七条第二項に規定する申請書には、前項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

（営業許可証）

第六条 所管保健所長は、法第五十二条第一項の規定により許可をしたときは、営業許可証（第一号様式）を申請者に交付する。

2 法第五十二条第一項の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）は、営業許可証を営業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。ただし、自動販売機を利用して行う営業については、この限りでない。

3 許可営業者は、省令第七十一条の規定による届出をする場合において、営業許可証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出に係る書類にその営業許可証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

4 許可営業者は、営業許可証を亡失し、又は汚損したときは、所管保健所長に再交付を申請することができる。

（廃業、休業又は再開の届出）

第七条 許可営業者は、廃業し、又は休業したときは、その日から十日以内に、その旨を所管保健所長に届け出なければならない。

2 許可営業者は、前項の規定による廃業に係る届出をするときは、当該届出に係る書類に営業許可証を添えなければならない。

3 第一項の規定による休業に係る届出をした許可営業者は、営業を再開したときは、その日から十日以内に、その旨を所管保健所長に届け出なければならない。

（書類の様式）

第八条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 政令第五条第二項に規定する申請書 検査申請書（第二号様式）
- 二 省令第四十九条第一項に規定する届書 食品衛生管理者設置（変更）届（第三号様式）
- 三 省令第六十七条第一項又は第二項に規定する申請書 営業許可（継続許可）申請

書(第四号様式)

四 省令第六十八条第一項に規定する届出書 相続による許可営業者の地位の承継届
(第五号様式)

五 省令第六十九条第一項に規定する届出書 合併による許可営業者の地位の承継届
(第六号様式)

六 省令第七十条第一項に規定する届出書 分割による許可営業者の地位の承継届
(第七号様式)

七 省令第七十一条の規定による届出に係る書類 営業許可申請事項変更届(第八号
様式)

八 第六条第四項の規定による申請に係る書類 営業許可証再交付申請書(第九号様
式)

九 第七条第一項又は第三項の規定による届出に係る書類 廃業(休業、再開)届
(第十号様式)

第九条から第十一条までを削る。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

第 号

営 業 許 可 証

氏名
(法人にあつては、その名称)

営業所所在地

営業所の名称、
屋号又は商号

営業の種類

食品衛生法第52条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

香川県 保健所長 印

この処分に不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に香川県知事に対して審査請求をすることができます。

検査申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

食品衛生法第26条第1項の規定による検査を受けたいので、申請します。

製 品 の 名 称	
製造所又は加工所の所在地	
製造所又は加工所の名称	
製造又は加工の年月日	年 月 日
申 請 数 量	

注 同一の命令について既に検査の申請を行い、検査命令書の写しを提出している場合を除き、検査命令書の写しを添付してください。

第3号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

食品衛生管理者設置(変更)届

香川県 保健所長 殿

年 月 日

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

施設 の 所 在 地		
施設 の 名 称		
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		
食 品 衛 生 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	職 名	
	職 種	
	職 務 内 容	
設置又は変更の年月日	年 月 日	

注 次の書類を添付してください。

- (1) 食品衛生管理者の履歴書
- (2) 食品衛生管理者としての資格を証する書類
- (3) 食品衛生管理者の営業者に対する関係を証する書類

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

営業許可（継続許可）申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 郵便番号 ※

住 所 ※

(ふりがな)
氏 名
(法人にあつては、その名称)
(及び代表者の氏名)

電話番号

生年月日 年 月 日

食品衛生法第52条第1項の許可を受けたいので、申請します。

営業所所在地	郵便番号 ※ <input type="text"/>	電話番号
(ふりがな) 営業所の名称、屋号又は商号	※ <input type="text"/>	
営業設備の概要 (許可申請の場合)	別紙のとおり	
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1	※ <input type="text"/>	
2	※ <input type="text"/>	
3	※ <input type="text"/>	
4	※ <input type="text"/>	
5	※ <input type="text"/>	
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。	有 ・ 無
	(2) 食品衛生法第55条第1項又は第56条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	有 ・ 無

- 注1 ※の欄には、記入しないでください。
 2 所定の欄に記入することができないときは、別紙に記入の上、これを添付してください。
 3 許可番号及び許可年月日の欄には、継続許可申請の場合のみ現に受けている許可の番号及び許可年月日を記入してください。
 4 申請者の欠格事項の欄には、申請者（法人にあつては、その業務を行う役員を含む。）に欠格事項に該当する事実があるときは、その内容を記入してください。
 5 次の書類を添付してください。
 (1) 許可申請の場合
 ア 営業設備の構造を記載した図面
 イ 法人にあつては、法人であることを証する書類
 ウ 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類
 (2) 継続許可申請の場合
 ア 水道水以外の水を使用する場合にあつては、水質検査の結果を記載した書類

第5号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

相続による許可業者の地位の承継届

香川県 保健所長 殿 年 月 日

届出者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

被相続人との続柄

次のとおり相続により許可業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

被相続人	住 所	
	氏 名	
相続開始の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業所の名称、屋号 又は商号		
営 業 の 種 類		
現に受けている営業 許可の番号及びその 年月日	第 号	年 月 日

注 次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

合併による許可業者の地位の承継届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 主たる事業所の所在地

名称

代表者の氏名

次のとおり合併により許可業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事業所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
現に受けている営業許可の番号及びその年月日	第 号	年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本を添付してください。

第7号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

分割による許可営業者の地位の承継届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

次のとおり分割により許可営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

分割前の法人	主たる事業所の所在地	
	名 称	
	代表者の氏名	
分割の年月日		年 月 日
営業所所在地		
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
現に受けている営業許可の番号及びその年月日	第 号	年 月 日

注 分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本を添付してください。

第六号様式の一を削り、第七号様式から第九号様式までを次のように改める。

営業許可申請事項変更届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり（住所又は氏名
営業所の名称、屋号又は商号
営業設備の概要）に変更があつたので、食品衛生法施行規則第
71条の規定により届け出ます。

営業所所在地		電話番号	
(ふりがな) 営業所の名称、屋号又は商号			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
変更年月日		年 月 日	
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
備考			

注 次の書類を添付してください。

- (1) 営業設備の概要に変更があつた場合は、その変更内容を明示した営業設備の図面
- (2) 営業許可証に記載された事項に変更があつた場合は、営業許可証

第9号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

営業許可証再交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

営業許可証の再交付を受けたいので、食品衛生法施行細則第6条第4項の規定により申請します。

営業所所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	

注 営業許可証を汚損した場合は、その汚損した営業許可証を添付してください。

廃業（休業、再開）届

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり廃業（休業、再開）したので、食品衛生法施行細則第7条第1項（第7条第3項）の規定により届け出ます。

営 業 所 所 在 地				
営業所の名称、屋号又は商号				
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備 考	
1	第 号 年 月 日			
2	第 号 年 月 日			
3	第 号 年 月 日			
4	第 号 年 月 日			
5	第 号 年 月 日			
届出区分	届 出 事 項			
廃 業	廃 業 年 月 日	年 月 日		
休 業	休 業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再 開	再 開 年 月 日	年 月 日		

注 廃業届には、営業許可証を添付してください。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

第二条 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表三保健所食品衛生法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号を次のように改める。

- 1 食品等を搬送した者等に対し、当該食品等の検査を受けるべきことを命ずること(食肉衛生検査所感染性事項を除く。)(法26条1項)

別表三保健所食品衛生法関係事務の項所長等委任事項の欄第二号中「17条1項」を「28条1項」に改め、同項同欄第三号中「営業施設等を監視指導せしむる」を「監視指導を行わせる」に、
 「19条3項」を「30条2項」に改め、同項同欄第十号を第十一号と訂正し、同項同欄第九号中「から氏名等」を「の氏名等」に、
 「21条」を「71条」に改め、同項を同項同欄第十号と訂正し、同項同欄第八号中「当該施設」を「その営業の施設」に、
 「24条」を「56条」に改め、同項を同項同欄第九号と訂正し、同項同欄第七号中「22条、23条、24条」を「55条1項、56条」に改め、同項を同項同欄第八号と訂正し、同項同欄第六号中「の廃棄をさせ」を「廃棄させ」に、
 「危書」を「対し、食品衛生上の危書」に、
 「処置」を「処置をとること」に、
 「22条」を「54条」に改め、同項を同項同欄第七号と訂正し、同項同欄第五号中「21条の2第2項」を「53条2項」に改め、同項を同項同欄第六号と訂正し、同項同欄第四号中「21条1項」を「52条1項」に改め、同項を同項同欄第五号と訂正し、同項同欄第三号の一号を加える。

- 4 食品衛生管理者の設置等又は変更の届出を受けること。(法48条8項)

別表三食肉衛生検査所食品衛生法関係事務の項所長等委任事項の欄第一号中「15条1項」を「26条1項」に改め、同項同欄第二号中「17条1項」を「28条1項」に改め、同項同欄第三号中「営業施設等について監視又は指導」を「監視指導」に、
 「19条2項」を「30条2項」に改め、同項同欄第四号中「22条」を「54条」に改め、同項同欄第五号中「24条」を「56条」に改め、

(香川県公衆衛生法関係事務決裁規則の一部改正)

第三条 香川県公衆衛生法関係事務決裁規則(昭和四十六年香川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第五条第一号」を「

第三十五条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第三十五条第一号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則第九条第一項の規定により交付されている営業許可証は、第一条の規定による改正後の食品衛生法施行細則第六条第一項の規定により交付された営業許可証とみなす。
- 3 第一条の規定による改正前の食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

平成十六年二月二十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています